

改定前	改定後
<p>第1条（目的）</p> <p>本規約は、不動産信用保証株式会社（以下、「当社」という）が提供する手付金等保証システム（以下、「当社サービス」）を利用する当社の参加会社または加入会社である法人（以下、「利用法人」という。）の当社サービスを利用する際のシステム管理等に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>第2条（システム管理者の定義）</p> <p>本規約におけるシステム管理者とは、次の各号に該当する者をいう。</p> <p>① 各保証委託物件の手付金等保証業務に携わっている利用法人の担当者および販売業務委託先の担当者（以下、「各担当者」という。）の当社サービスへのアクセス権限の配分、決定および移動に関与する者</p> <p>② 個人情報の漏洩など当社サービスの利用上のトラブルを予防し、トラブル発生時の対応を行う者。</p> <p>③ 当社サービスに係る連絡の窓口として、当社管理責任者とのスムーズな連絡および調整に努める者。</p> <p>（規定なし）</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>本規約は、不動産信用保証株式会社（以下、「当社」という。）が提供する手付金等保証<u>及び前払金保証システム</u>（以下、「当社サービス」という。）を当社の承諾を受けて利用する当社の参加会社又は加入会社である法人（以下、「利用法人」という。）の<u>当社サービスの利用に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条（システム管理者の定義）</p> <p>本規約におけるシステム管理者とは、次の各号に該当する者をいう。</p> <p><u>(1) 各保証委託物件の手付金等保証業務又は前払金保証業務に携わっている利用法人の担当者及び業務委託先の担当者（以下、「各担当者」という。）の当社サービスについての利用権限の決定、それに基づく設定及び変更に関与する者</u></p> <p>(2) 個人情報の漏洩など当社サービスの利用上のトラブルを予防し、トラブル発生時の対応を行う者</p> <p>(3) 当社サービスに係る連絡の窓口として、<u>当社管理責任者との連絡及び調整を行う者</u></p> <p>第3条（当社サービスの申込み手続）</p> <p><u>当社サービスの利用を希望する法人は、本規約及びこれに付随して当社が定める細則、マニュアル（以下、「本規約等」と総称する。）の内容を承認の上、所定の方法にて、申込みを行うこととする。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の申込みを受けた場合には、当社所定の基準に則った審査を行った上で、当社サービスの利用を承諾する。</u></p> <p><u>3 当社は、前項の承諾後、当社所定の方法により第4条1項及び2項により設置したシステム管理者に対して、ログインID及びパスワードを付与す</u></p>

<p>第3条（システム管理者の設置）</p> <p>利用法人は、当社サービス申込時に従業員の中から、システム管理者を指名し、設置しなければならない。</p> <p>2 利用法人は、システム管理者を設置した場合には、速やかに届け出るものとする。</p> <p>3 利用法人は、当社サービス利用中は常時システム管理者を設置しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>4 当社は、<u>申込みをした法人が以下のいずれかに該当する場合には、利用を承諾しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。</u></p> <p>(1) <u>当社所定の方法によらないで申込みをした場合</u></p> <p>(2) <u>申込みをした法人について、架空名義、なりすまし行為等により、実在しない、若しくは申込名義とは異なる者による申込みである、又はそれらの疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(3) <u>当社が、申込みをした法人について、申込みに係る調査をするため、必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合</u></p> <p>(4) <u>申込みをした法人又は代表者等が反社会的勢力等であり、又はその疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(5) <u>当社が、申込みをした法人が反社会的勢力等に該当するか否かに関する調査に必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合</u></p> <p>(6) <u>本規約に違反したことがある者からの申請である場合</u></p> <p>(7) <u>その他当社が当社サービスの利用を適当でないと判断した場合</u></p> <p>第4条（システム管理者の設置及び変更）</p> <p>利用法人は、<u>第3条第1項の申込みをしようとする時は、当社サービス申込時に従業員の中から、システム管理者を1名以上指名し、設置しなければならない。</u></p> <p>2 利用法人は、システム管理者を設置した場合には、<u>所定の用紙に記載のうえ、当社に対して速やかに届け出るものとする。システム管理者を変更及び削除する場合も同様とする。</u></p> <p>3 前項のシステム管理者の削除は、削除によりシステム管理者が不在にならない場合にのみ行うこと</p>
---	--

<p>4 システム管理者の変更が生じた場合の手続は、第2項と同様とする。</p> <p>第4条（各担当者の届出） システム管理者は、各担当者がシステム利用規約第3条1項に基づく申込を行う場合、事前に当社に対して当該各担当者の氏名・所属部署・連絡先を連絡するものとする。各担当者が販売業務委託先の担当者の場合には、上記に加え、所属法人名・担当物件を連絡するものとする。</p> <p>2 前項の連絡の前に各担当者がシステム利用規約第3条1項に基づく申込を行った場合、当社はシステム管理者に対して、当該各担当者の当社サービス利用の可否について問い合わせるものとする。システム管理者は問い合わせがあった場合には、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 各担当者の変更が生じた場合には、システム管理者は当社に対して速やかに連絡し、新担当者の登録・変更・削除を行わなくてはならない。</p> <p>第5条（利用法人の遵守義務） 利用法人は、当社サービスの利用にあたり、システム管理者および各担当者に対してシステム利用規約および前条の手続を遵守させなければならない。</p> <p>第6条（安全管理措置） 利用法人は、当社サービスの利用にあたり、個人情報情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下、「安全管理措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>2 利用法人及び当社は、利用法人が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対</p>	<p>ができる。 (削除)</p> <p>第5条（各担当者の届出） システム管理者は、各担当者がシステム利用規約第4条1項に基づく申込を行う場合、事前に当社に対して当該各担当者の<u>氏名、所属部署及び連絡先</u>を連絡するものとする。各担当者が販売業務委託先の担当者の場合には、上記に加え、<u>所属法人名及び担当物件</u>を連絡するものとする。</p> <p>2 前項の連絡の前に各担当者がシステム利用規約第4条1項に基づく申込を行った場合、当社はシステム管理者に対して、当該各担当者の当社サービス利用の可否について問い合わせるものとする。システム管理者は問い合わせがあった場合には、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 各担当者の変更が生じた場合には、システム管理者は当社に対して速やかに連絡し、<u>新担当者の登録、変更及び削除</u>を行わなくてはならない。</p> <p>第6条（利用法人の遵守義務） 利用法人は、当社サービスの利用にあたり、システム管理者<u>及び各担当者</u>に対してシステム利用規約および前条の手続を遵守させなければならない。</p> <p>第7条（安全管理措置） 利用法人は、当社サービスの利用にあたり、個人情報情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下、「安全管理措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>2 利用法人及び当社は、利用法人が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、<u>業務の内容</u>、規模及び対価を考慮し、</p>
--	--

<p>価を考慮し、協議を行うものとする。</p> <p>第7条（事故発生時の対応）</p> <p>利用法人は、個人情報の漏えい等の事故の発生を認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに当社に報告するものとする。この場合、利用法人及び当社は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、利用法人及び当社が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、利用者と当社が協議の上定めるものとする。</p> <p>（規定なし）</p>	<p>協議を行うものとする。</p> <p>第8条（事故発生時の対応）</p> <p>利用法人又は当社は、個人情報の漏えい等の事故の発生を認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに相手方に報告するものとする。この場合、利用法人及び当社は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、利用法人及び当社が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、<u>事故によって本人が被る権利利益の侵害の状況</u>、事故の内容及び規模等に鑑み、<u>利用法人と当社が協議の上</u>定めるものとする。</p> <p>第9条（利用停止）</p> <p>当社は、第3条2項の承諾後であっても利用法人が次の各号に該当すると判断した場合には、<u>当社サービスの利用を停止することがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用法人について、架空名義、なりすまし行為等により、実在しない、若しくは申込名義とは異なる者による申込みである、又はそれらの疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(2) <u>当社が、利用法人について、当社サービスの利用状況に係る調査をするため、必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合</u></p> <p>(3) <u>利用法人又は代表者等が反社会的勢力等であることが判明した、又はその疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(4) <u>当社が、利用法人が反社会的勢力等に該当するか否かに関する調査に必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合</u></p> <p>(5) <u>利用法人が本規約等に違反した場合</u></p> <p>(6) <u>利用法人が第13条の変更を承認しない場合</u></p> <p>(7) <u>その他当社が当社サービスの利用を適当でな</u></p>
--	--

<p>第8条（損害賠償）</p> <p>利用法人または当社が本規約に定める事項に違反したことを理由として、相手方が損害を被った場合には、利用法人または当社は相手方に生じた損害を賠償する責を負うものとする。</p> <p>（規定なし）</p> <p>第9条（有効期間）</p> <p>本規約の有効期間は、当社サービスの利用期間とする。</p> <p>（規定なし）</p> <p>第10条（専属的合意管轄裁判所）</p> <p>本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を</p>	<p><u>いと判断した場合</u></p> <p>第10条（損害賠償）</p> <p>利用法人又は当社が本規約等に定める事項に違反したことを理由として、相手方が損害を被った場合には、利用法人又は当社は相手方に生じた損害を賠償する責を負うものとする。</p> <p>第11条（免責事項）</p> <p><u>以下の各号に該当するときは、それによって利用法人及び第三者に不利益が発生したとしても、当社は免責されるものとする。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合はその限りでない。</u></p> <p>(1) <u>利用法人が本規約等に違反した場合</u></p> <p>(2) <u>当社が第9条に基づく利用停止を行った場合</u></p> <p>(3) <u>当社サービスの提供が停止又は中断している場合</u></p> <p>(4) <u>当システムに不具合が生じている場合</u></p> <p>(5) <u>システム管理者及び各担当者が当社サービスを通じて登録し、又は送信した各種データの内容が事実と異なっていた場合</u></p> <p>第12条（有効期間）</p> <p>本規約の有効期間は、当社サービスの利用期間とする。</p> <p>第13条（本規約等の変更）</p> <p><u>当社は、必要と判断した場合には、いつでも本規約等を変更することができる。変更した場合、当社は、利用法人が届け出たシステム管理者のメールアドレスに対して、電子メールにて通知する。</u></p> <p><u>2 前項の電子メール発信後、</u></p> <p><u>1カ月が経過した時点で、利用法人は当該変更内容を承認したものとみなす。</u></p> <p>第14条（専属的合意管轄裁判所）</p> <p>本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を</p>
---	--

<p>第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>第11条（その他） 本協定に定めのない事項については、民法その他の法令に従うものとする。</p> <p>2 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義を生じた事項については、利用法人及び当社は、誠意をもって協議するものとする。</p>	<p>第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p><u>第15条</u>（その他） 本協定に定めのない事項については、民法その他の法令に従うものとする。</p> <p>2 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義を生じた事項については、利用法人及び当社は、誠意をもって協議するものとする。</p>
---	--